

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員の仕事と育児の両立にかかる支援を拡充するため、子どもの看護休暇を見直すほか、所要の規定の整備を行いたいのので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「女性職員であつて生後 1 年 3 月」を「生後 1 年 6 月」に、「者」を「職員」に改め、「必要な時間」の次に「(第 3 項において「育児時間」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定するもののほか、育児時間に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 1 5 条の 2 の見出しを「(子どもの看護等休暇)」に改め、同条第 1 項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、「ため」の次に「、予防接種もしくは健康診断を受けさせるため、学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ず

るものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うためまたはその子の教育もしくは保育にかかる行事のうち市規則で定めるものへの参加をするため」を加え、同条第2項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 前項に規定するもののほか、子育て部分休暇に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の5第1項中「属する者」の次に「（第19条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「および」に改める。

第19条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）にかかる当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定

する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 19 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用にかかる請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等にかかる研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等にかかる勤務環境の整備に関する措置
- 付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 18 条の 7 まで（）」の次に「第 15 条の 3、」を加える。

（青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

- 3 青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 16 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を「養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。以下この項において同じ。）、子育て部分休暇（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員（部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」に改める。

（青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

- 4 青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和 3 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しない

ことをいう。)」を「養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。以下この項において同じ。)、子育て部分休暇(9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員(部分休業の承認を受けることができる職員を除く。))が当該子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)」に改める。